

各都道府県介護保険担当課 御中

介護保険最新情報

vol. 3

平成11年7月19日

厚生省介護保険制度実施推進本部

* 管下市町村に速やかにFAX送信いただきますようよろしくお願
いいたします。

今回の内容

1. いわゆる横出しサービスの取扱いについて（別添1の新聞報道について）
 - (1) 配食サービス、移送サービス等の介護保険法で法定されていないサービスの提供を市町村が実施する場合には、以下の2つの方法が考えられます。
 - ① 介護保険の市町村特別給付として、第1号保険料を財源として行う。
 - ② 市町村の一般財源で行う。
 - (2) このようなサービスを提供する場合に、いずれの方法で行うかについては、市町村が判断する問題であり、厚生省としては、いずれかの方法でなければならないというようなことはありません。
2. 被保険者証の作成と交付時期について

標記について、市町村から問い合わせが多くありますので、当方の考え方をお知らせいたします。

- (1) 作成時期

被保険者証については8月に省令に位置付け確定させる考えであるので、印刷等についてはそれ以降に行ってください。

- (2) 交付時期

要介護・要支援認定を受けた者については、支給限度額が最終的に決定する予定の平成12年1月以降に被保険者証を交付することが望ましいと考えています。

要介護認定と同時に被保険者証を交付してもかまいませんが、この場合、支給限度額が決定した後に被保険者証に支給限度額を記入するなどの事務が生じることとなります。

なお、居宅介護支援事業者を決め、実際に平成12年4月以降の介護サービス計画を作成してもらうのも概ね平成12年1月以降になるものと考えています。

また、要介護認定を受けていない者については、平成12年3月に被保険者証を一斉に交付することで差し支えありません。

3. 介護保険審査会委員の選任等について

標記についての取扱いについては、別添2のとおりとしますので、よろしくお願いいたします。

4. 第5回市町村職員向けセミナーの開催案内について

標記セミナーを別添3のとおり開催いたしますので、参加を御希望の方は速やかにお申し込み下さい。

(別添2)

事 務 連 絡

平成11年7月17日

各都道府県介護保険担当課 御中

厚生省老人保健福祉局

介護保険制度施行準備室

介護保険審査会委員の選任等について

介護保険審査会委員の選任等の取扱いについて下記のとおりとすることとしましたので、お知らせします。なお、介護保険審査会全体の運営方法等の詳細については追ってお示しする予定とします。

記

審査会委員等の取扱い

1 審査会委員

審査会委員の任命に当たっては以下の事項に留意されたいこと。

①被保険者を代表する委員（3名）

- ・保険者の役員又は職員でない被保険者であること。
- ・第2号被保険者のみで構成されないこと。

なお、委員を選定するにあたっては必ずしも公募の必要はないこととする。

②市町村を代表する委員（3名）

- ・なるべく各市町村の長、広域連合の長等保険者の代表をもってこれに充てること。

③公益を代表する委員

- ・ 専門調査員を置かない都道府県にあつては、要介護認定処分に関する合議体 1 つにつき最低 1 名は、保健医療福祉の学識経験者を置くことが望ましい。

- ・ 法曹関係者、行政経験者等紛争解決について見識のある者を各合議体につき最低 1 名は置くこと。

なお、都道府県の民生部長及び介護保険担当部長をこれに充てる必要はないこととする。

原則として、介護保険審査会の委員と当該都道府県内に区域を有する市町村に係る介護認定審査会の委員を兼務することはできない。

例外的に、当該委員を選任しなければ当該介護保険審査会において適切な人材が確保できず、その運営が困難となる場合に限り、兼務を認めることとする。

なお、その場合であっても当該委員が所属する介護認定審査会で審査・判定した案件については、当該委員が所属する合議体で審査・判定した案件でなくても、当該委員の属する合議体では取り扱わないこととする。

2 要介護認定処分に関する合議体

- ・ 合議体の委員の任命に当たっては、各合議体の委員の構成が不均衡とならないように留意されたい。

- ・ 合議体の委員は 3 ヶ月に 1 回程度ごとに合議体の所属を変更できるとし、一定期間、いずれの合議体にも所属せず、従って、合議体への出席を要さない委員を設けることを念頭に多めの委員をあらかじめ任命しておく取扱いが可能であること。

3 専門調査員

審査請求事件の処理の迅速化・正確化を図るため、審査会に専門調査員を置くことができる。専門調査員は保健医療福祉の学識経験者とし、都道府県知事が任命することとされている。

その選任に当たっては、以下の事項に留意されたいこと。

- ・ 専門調査員の数については、都道府県における要介護認定等にかかる審

査請求件数の見込みや審査体制等を勘案する。

- ・ 専門調査員の担当する合議体は特に定める必要はない。
- ・ 原則として、専門調査員と介護認定審査会の委員を兼務することはできない。

例外的に、当該専門調査員を選任しなければ当該介護保険審査会において適切な人材が確保できず、その運営が困難となる場合に限り、兼務を認めることとする。

なお、その場合であっても当該専門調査員が所属する介護認定審査会で審査・判定した案件については、当該専門調査員が所属する合議体で審査・判定した案件でなくても、当該専門調査員の担当する合議体では取り扱わないこととする。

(別添3)

第5回市町村職員向けセミナーの開催案内について

(テーマ：介護保険Ⅲ)

- 既に種々の媒体を通じ、ご案内をいたしておりますが、政策課においては毎月、市町村の職員を対象としたセミナーを開催しています。
- 8月は下記のとおり介護保険をテーマとした3回目の開催となります。参加申込がまだの方は今すぐお申し込み下さい。
- 申込要領は別添の参加申込書を政策課宛にFAXして下さい。

記

[日 時] 8月19日(木) 13:30~17:30

[場 所] 厚生省(中央合同庁舎5号館) 低層棟2階講堂

[対象者] 市区町村職員

[内 容] 最新情報の提供
質疑応答、意見交換等

(連絡先)

大臣官房政策課

介護保険広報支援センター

担当：大武、亀井、梶野、田中

TEL 03-3595-2157、2159

FAX 03-3595-2158

平成11年 月 日

市町村職員向けセミナー(市町村厚生行政交流研修事業)参加申込書

次の様式に必要事項を御記入の上、郵送又はFAXにて申し込み下さい。

〒100-8045 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

厚生省大臣官房政策課企画係 FAX 03-3595-2158

開催日	月 日 (木)
市区町村名	都 道 市 区 府 県 町 村
所属部課名	
参加者	(職名) (年齢) フリガナ (氏名) 男 ・ 女
連絡先	(住所)
	(電話) (代) (内線) (直)
	(FAX)
テーマに関する 市町村の現状	
テーマに関する 関心事・課題・ 問題点等	

* 具体的かつ簡潔に御記入下さい。